

令和 7 年度 特別の教育課程の実施状況等について

学 校 名	管理機関名	設置者の別
瑞穂市立牛牧小学校	瑞穂市教育委員会	公立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の 公表 URL
瑞穂市立牛牧小学校	https://edu-mizuho.com/ushiki/page-2211/

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表 URL	学校関係者評価結果の公表 URL
瑞穂市立牛牧小学校	https://edu-mizuho.com/ushiki/20260116_3570/	https://edu-mizuho.com/ushiki/20260116_3570/

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

Ⓐ計画通り実施できている

・一部、計画通り実施できていない

・ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

特記事項なし

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

Ⓐ実施している

・実施していない

＜特記事項＞

特になし

3. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

本校では、児童全体に対する外国人児童の在籍の割合が年々増加傾向にあり、どの児童もグローバルな視野をもち、文化や言語の違いを乗り越えて、互いを尊重し合い楽しく学校生活を送ることが求められている。低学年の段階から外国語活動に取り組んでいることは、コミュニケーションツールとなる英語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、英語を通して言語や文化に対する理解を深め、「聞くこと」「話すこと」等の実践的コミュニケーションの基礎を培うことにつながっていると考える。

一方で、ゲームやアクティビティを中心とした活動には楽しく取り組む児童がほとんどであるが、未知の言語である英語に対して、不安を感じる児童も一定数いる。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

低学年の段階から外国語活動に取り組むことは、英語を用いたコミュニケーションに慣れ親しむと共に外国の文化についても理解を深める契機となっている。また、学校教育法第21条の中の「進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」に関わる児童の資質・能力を培うことにつながっていると考える。

一方で、意欲は感じられるが新たに学ぶ単語や表現が覚えられずコミュニケーションに自信のない児童がいる。

4. 課題の改善のための取組の方向性

3に示すような課題を踏まえて、コミュニケーションを図ろうとする態度の育成を目指して、楽しみながら取り組めるアクティビティなどを通して、児童がALTと積極的に関わりコミュニケーションを図ったり、教職員も共に英語に慣れ親しんだりすることを大切にしていく。また、それらの活動を繰り返しながら、確実な技能の定着を図り、自信をもってコミュニケーションを図ろうとする態度を育成したい。

上記と併せて、授業参観や研修等を実施し、保護者や地域にも本校の取組に関わる情報を公開していくことが必要である。